

## フランスの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

フランス共和国（以下「フランス」という）の法制度<sup>2</sup>は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。フランス法は、ローマ法並びにフランス全土の慣習法及び封建法を起源とするが、フランス革命時に啓蒙思想の影響を強く受ける等の独自の発展を遂げてきた。とくに、ナポレオンが主導して、民法典、商法典、民事訴訟法典、刑法典、治罪法典の5つからなる「ナポレオン法典」が制定されたことは画期的であり、近代の諸外国にとっての模範となった。フランス法は、ベルギー、ルクセンブルク等のヨーロッパ諸国の他、カナダのケベック州、米国のルイジアナ州等の法制度に大きな影響を与えてきた。フランス法は、ボアソナードを通じて、日本の旧民法及び旧商法の制定にも大きな影響を与えたが、日本ではいわゆる「法典論争」が起こり、旧民法及び旧商法の施行は延期された。しかし、フランス民法は、日本の現行民法にも、さまざまな点で大きな影響を与えたといわれている。明治期以降、多くの日本の法学者及び法律実務家がフランスに留学する等してフランス法を研究してきた結果、さまざまな法分野においてフランス法は模範とされてきた。そのため、フランス法は、ドイツ法等とともに、日本の法制度に大きな影響を与えてきたといえよう<sup>3</sup>。

フランスの知的財産法は、實際上、日本を含む世界中の国・地域の知的財産法に大きな影響を及ぼしている。その意味で、フランスの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、フランスの知的財産法の概要を紹介することとしたい（なお、フランスも加盟している EU の知的財産法の説明については、別稿を参照されたい<sup>4</sup>）。

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> フランスの法制度全般については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第2回 フランス」（『国際商事法務 Vol.40, No.11』（国際商事法研究所、2012年）所収）1692～1697頁を参照されたい。

<sup>3</sup> 例えば、日本の「間接強制」の制度は、フランスの「アストラント」（*astreinte*）の制度（債務の履行の遅延につき、例えば1日あたり一定額の支払いを裁判所が債務者に義務付ける間接的強制）を参考に導入された。

<sup>4</sup> 「世界の知的財産法 第2回 EU」（『特許ニュース No.13921』（経済産業調査会、2015（平成27）年3月17日）1～5頁。

## II 知的財産法全般

フランスの知的財産法制度は、主に「知的財産法典」により構成されている<sup>5</sup>。「知的財産法典」は、著作権、意匠、特許、製造秘密、半導体製品の回路配置、植物新品種、商標、原産地名称等を一括して規定している<sup>6</sup>。また、裁判所の判例も、重要な役割を果たしている。

フランスは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、特許協力条約 (PCT)、欧州特許条約 (EPC)、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)、商標法に関するシンガポール条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、国際特許分類に関するストラスブール協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) 等である。

知的財産権に関連するフランスの政府機関のうち最も主要なものである国家産業財産権庁 (Institut national de la propriété industrielle (INPI)) は、1951年に設立され、フランス経済・財政・産業省が所管している。本部はパリにあり、21か所の支局がある。特許出願、商標出願、意匠出願の受付等の業務を行っている。

フランスは EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、フランス国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、フランス国内においては、国内法に基づき、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほかに、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については共同体商標制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許について、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている。これに対し、著作権及び営業秘密に関しては、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

<sup>5</sup> 知的財産法典の和訳としては、次の2つがあるが、その後幾度も法の改正があったことに留意が必要である。①著作権情報センターのウェブサイト「フランス編」

( <http://www.cric.or.jp/db/world/france.html> )、②特許庁のウェブサイト「外国産業財産権制度情報」の「フランス」

( <https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/mokuji.htm#png> )。

<sup>6</sup> 2015年2月23日現在の知的財産法典 (フランス語) は、下記ウェブページに掲載されている。 <http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/fr/fr/fr485fr.pdf>

### Ⅲ 特許・実用新案

フランスで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して欧州出願を行い、許可後に、フランス等の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、国家産業財産権庁（INPI）に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、別稿で述べたので、本稿では、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。もし日本語や英語等の外国語で出願を行った場合、後にフランス語訳を提出しなければならない。欧州連合（EU）又は欧州経済領域（EEA）に居所又は事業拠点を有しない出願人は、代理人（通常は、産業財産権代理人）を選任して特許出願手続を委託しなければならない。

特許出願書類が提出されると、国防省による安全保障に関する技術審査、次に、予備審査（出願日を付与するための要件の有無についての審査）、さらには、方式要件の審査（発明の単一性、不登録事由、明細書の記載についての審査）が行われる。その後、出願人の請求により、新規性調査が行われる。新規性調査の請求は、出願と同時に行うこともでき、また、出願日から18か月以内に行うこともできる。この期間内に請求を行わなかった場合、当該特許出願は自動的に実用新案出願（実用新案権の存続期間は、出願日から6年間）に変更される。明らかに新規性の無い出願は拒絶される可能性があるが、進歩性については拒絶の理由にならない。新規性調査報告案は、3か月間公衆の縦覧に供された後、最終審査報告書が作成され、特許証が発行される。特許の付与に異議がある者は、裁判所に特許無効訴訟を提起することができる。特許権の存続期間は、出願日から20年間である<sup>7</sup>。

フランスでも、特許権侵害についての均等論が認められている。即ち、「異なる形式にもかかわらず同一の機能を有し、類似の結果を生じる場合」に均等侵害が肯定され、判断基準時は侵害時とされる<sup>8</sup>。

フランスでは、他の欧州諸国と同様、出願経過禁反言の法理は採られていないものの、実際には、最近の裁判実務では、従前の主張と異なる主張は一貫性を欠き信用性を低くするという理由から、出願経過を考慮に入れるようになっている<sup>9</sup>。

### Ⅳ 意匠

<sup>7</sup> ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「フランス」の「産業財産権制度」6頁～10頁。

<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/FRENCH.html>

<sup>8</sup> 今井弘晃著「フランスにおける特許権侵害訴訟の理論及び実務について」（『知的財産法の理論と実務 第1巻』（新日本法規、2007年）所収）479頁。

<sup>9</sup> 今井弘晃著「特許発明の技術的範囲の解釈と出願経過について」（『知的財産法の理論と実務 第1巻』（新日本法規、2007年）所収）116頁。

意匠については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「フランス等の各加盟国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」(Community Designs) と呼ばれるものであり、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) に出願して取得する。後者は、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

フランスの意匠法によると、意匠とは、「製品の外観であって、特にその製品の線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材質の特徴に由来するもの」をいうと規定されており、部分意匠制度は採用されていない。新規性、独自性についての実体審査は行われずに、方式審査のみで意匠登録される。実体審査が無いので、審査請求制度は無い。意匠登録後に新規性、独自性等の実体要件を判断してもらうため、無効請求が認められている。意匠権の出願後最初の存続期間は5年又は10年であるが、その後、5年ごとに、合計25年まで延長することができる。25年の期間が満了した後は、著作権としての保護を受けることができる。簡易な手続で出願日から3年間だけの存続期間の意匠登録が認められる制度もある<sup>10</sup>。

## V 商標

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「フランス等の各加盟国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「共同体商標」(Community Trademark (CTM)) と呼ばれるものであり、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) に出願して取得する。後者は、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

フランスで商標として保護される標識は、識別性があり、視覚的な表示が可能であるものであり、具体的には、語、文字、数字、音、図形、ホログラム、色彩の配置等である。フランスは、一出願多区分制を採用している。欧州連合 (EU) 又は欧州経済領域 (EEA) に居所又は事業拠点を有しない出願人は、代理人 (通常は、産業財産権代理人) を選任して商標出願手続を委託しなければならない。国家産業財産権庁 (INPI) への商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。商標出願は全件公開され、審査請求制度は採られていない。商標権の存続期間は、出願日から10年間であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。商標登録後継続して5年以上登録商標を使用していない場合、請求を受けた裁判所の判決により登録商標を取り消されることがある。登録要件に違反して商標登録されたと考える者は、裁判所に登録無効請求を提起することができる。フランス国内における無登録の周知商標を第三者が先に商標登録した場合、登録後5年以内に、無効請求を提起することができる。当該第三者が悪意で商標登録していた場合は、5年の期間経過後であっても、

<sup>10</sup> ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「フランス」の「産業財産権制度」12頁～14頁。

<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/FRENCH.html>

無効請求を提起することができる<sup>11</sup>。

フランスでは、商標の消尽論は、商標権者の意思に基づき商品が EU 内に置かれた場合のみ、適用される。よって、商標権者の同意なく、EU 外からフランスに商品が輸入されたときは、商標権侵害が成立し、商標権者は当該輸入を差し止めることができる。

## VI 著作権

EU には、EU レベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。フランスにおける著作権の保護は、フランスの国内法に委ねられているが、EU 加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年と定めている。

フランスの著作権の歴史は、フランス革命以前のアンシャン・レジームの時代まで遡る。当時、書籍商や印刷業者の営業の独占的な権利は、国王の「特権認可状」によって保護されていた。この権利は、次第に著作者にも拡大され、著作者及びその相続人による永久の権利が認められるようになった。ところが、フランス革命により、国王の特権認可状は廃止され、著作者の権利を保護する制度は消滅してしまった。そこで、廃止された国王の特権認可状に代わるものとして、1791 年法及び 1793 年法が制定され、著作者の権利の保護が図られた。しかし、当初、これらの法律により認められた著作者の権利は上演権及び出版権のみであり、存続期間はそれぞれ、著作者の死後 5 年及び 10 年に限定されていた。1878 年のパリ万国博覧会の際に、学者、美術家、文学者、出版社等の国際会議が開かれて「国際文芸協会」が創設され、著作権に関する国際条約を締結するための外交会議の招集をフランス政府に求める決議が採択された。その結果、1886 年に、著作権に関するベルヌ条約が締結され、また、フランスにおける著作権の存続期間が著作者の死後 50 年に延長された<sup>12</sup>。このようなフランスにおける著作権誕生の経緯から、フランスでは、著作物は著作者の人格と密接に結びついており、切り離すことはできないとされ、追及権（絵画・彫刻等の作品の著作者が、当該作品が転売される毎に、転売額の中から一定比率の金銭を受領する権利）や著作者人格権が重視されてきた。この意味で、「著作物は単なる商品にすぎない」というアングロサクソンの見方とはかなり異なっている<sup>13</sup>。

現在、フランスの知的財産法典は、「第 1 部 文学的及び美術的所有権」の中で、①著作権、②著作隣接権、③著作権、隣接権及びデータベース製作者の権利に関する一般規則、の 3 編に分けて規定を置いている<sup>14</sup>。著作者人格権としては、公表権、氏名表示権、同一性保

11 ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「フランス」の「産業財産権制度」15 頁～18 頁。

<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/FRENCH.html>

12 宮澤溥明著『著作権の誕生』（太田出版、1998 年）3～5 頁。

13 宮澤・前掲書 6～8 頁。

14 著作権情報センターのウェブサイト「フランス編」を参照。

持権及び修正・撤回権が認められ、一身専属性、譲渡不能性等の性質を有すると規定されている。知的財産法典は、侵害にはならない行為として様々なものを規定しているが、その中に、「パロディ、模作、風刺画」がある。歴史的に表現の自由の一形態としてのユーモアや風刺の伝統を持つフランスでは、パロディ等の権利が認められやすい土壌があることが、知的財産法典にパロディ等が明文化された背景にあるといえよう。

## Ⅶ 営業秘密

EUには、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。フランスにおける営業秘密の保護は、フランスの国内法に委ねられている。

フランス知的財産法典は、会社の役員及び従業員による製造秘密の漏洩等の侵害行為について規定を置いている。また、労働法典は、従業員による製造秘密の漏洩行為について刑事罰を課している。

それ以外の態様による営業秘密侵害行為については、明文規定は無いものの、民法典の不法行為責任に関する規定を根拠に、競争事業者間の誠実で公正な慣習に反する不正競争行為を行った者への責任追及が認められる可能性がある。例えば、ある企業が、競合他社の元従業員を雇用し、その製造技術及び研究成果の詳細な情報を得たという事案で、裁判所は、民事上の責任の成立を認めた<sup>15</sup>。

## Ⅷ エンフォースメント

フランスにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び水際措置等がある。

フランスでは、知的財産権侵害訴訟及び無効訴訟を管轄する特別裁判所は無い。しかし、多くの訴訟が提起されるパリ大審裁判所及びパリ控訴院には、知的財産権専門部がある。2009年以降、特許侵害訴訟については、パリ大審裁判所が第一審専属管轄裁判所であり、パリ控訴院が控訴審を管轄している。フランスで知的財産権侵害訴訟を管轄する裁判所としては、第一審である大審裁判所、控訴審である控訴院、上告審である破毀院の3つのレベルがある<sup>16</sup>。

大審裁判所での民事訴訟手続においては、弁護士強制主義が採られており、弁護士の選任が必須となっている。弁護士（*avocat*）は、法律問題についての助言、法律文書の作成のほ

---

<http://www.cric.or.jp/db/world/france.html>

<sup>15</sup> 牧山嘉道ほか著「不正競争防止に関する各国の法制度 ～12カ国の制度と運用～（第18回）フランス①」（『国際商事法務 Vol.37, No.12』（国際商事法研究所、2009年）所収）1632～1635頁。

<sup>16</sup> 今井弘晃著「フランスにおける特許権侵害訴訟の理論及び実務について」（『知的財産法の理論と実務 第1巻』（新日本法規、2007年）所収）466～468頁。

か、コンセイユ・デタ及び破毀院以外の裁判所において訴訟手続への立会い・弁論等を行うことができ、また、自己の所属弁護士会のある大審裁判所の管轄地域内において、訴訟代理人として訴訟文書の作成等を行うことができる。召喚状の送達及び事前手続を経て、口頭弁論が開かれる。弁論期日は、通常、法廷において1日だけ行われる。フランスの民事訴訟手続においては、書証が重視され、人証の取調べが行われることは少ない。鑑定はよく利用されている。なお、特許、意匠、商標等についての仮差止制度として、「レフェレ」(référé)がある。これは、本案訴訟前に、通常、1回の弁論期日で審理を行い、迅速に発令されるものであり、活用されている。

フランス知的財産法典の中で特徴的な制度として、「セズィ・コントラファソン」(saisie-contrefaçon)という証拠保全制度がある。申立人が大審裁判所にセズィ・コントラファソンの申請書を提出すると、裁判所が申請内容を審査して必要性を認めれば、翌日にはセズィ・コントラファソンの命令書が発行される。セズィ・コントラファソンの申請があっても、相手方への事前の通知は行われず、相手方は差押えの執行の時になって初めて、セズィ・コントラファソンの申請があったことを知ることになる<sup>17</sup>。セズィ・コントラファソンの執行場所は、相手方の工場、事業所、展示会場、販売店等である。セズィ・コントラファソンにより、被疑侵害製品のサンプル、製造方法等が記載された書類・図面、製造装置、会計帳簿等を差し押さえることができる。セズィ・コントラファソンにより得られた証拠には法的証拠能力が認められ、侵害立証を有効かつ確実に行うことができるため、フランスにおけるほとんどの訴訟で利用されている(フランスにおけるセズィ・コントラファソンにより得られた証拠を、ドイツ等の他の欧州諸国の裁判所での訴訟に送付し、証拠として提出することも、可能である)。但し、セズィ・コントラファソンの執行により被執行者に損害が発生することが予測される場合には、担保金の供託が必要である<sup>18</sup>。セズィ・コントラファソンの申請をした知的財産権者は、執行日から20営業日か31日のいずれか長い方の期間内に、被疑侵害者に対する侵害訴訟を提起しなければならない。もし期限までに提訴しなかった場合は、差押えは無効となり、被疑侵害者が被った損害を賠償しなければならない。上記のセズィ・コントラファソンとは別に、裁判所は、知的財産権者の申請に基づき、情報開示命令を出し、被疑侵害製品の価格、数量、販売先等の情報の開示を要求することもできる<sup>19</sup>。

知的財産権者がその権利をフランス税関に登録しておけば、税関は当該知的財産権を侵害する商品の輸入を差し止めることができる。フランス税関が商品の輸入を差し止めたときは、知的財産権者は、そのことを知らせてもらい、当該商品につき、知的財産権侵害に基づく差押え(セズィ・コントラファソン)を行うことができる。なお、フランス税関は、フランス領西インド諸島及びギアナにも管轄権がある。

<sup>17</sup> 今井・前掲書 474～475 頁。

<sup>18</sup> ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「フランス」の「侵害」29 頁。<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/French.pdf>

<sup>19</sup> 前掲「侵害」30 頁。

## Ⅸ おわりに

以上、フランスの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、フランス国内レベルと EU レベルに分かれており非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、先進工業国としての日本とフランスの共通性、及びフランスの知的財産法の世界各国への影響力の大きさを考えると、今後も、フランスの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.13993』（経済産業調査会、2015年、原題は「世界の知的財産法 第4回 フランス」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。